国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(2025年度) 様式

作成日 2025/9/30 最終更新日 2025/9/30

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2025/9/30
国立大学法人名		国立大学法人福島大学
法人の長の氏名		三浦 浩喜
問い合わせ先		学長室(TEL:024-503-1879, E-mail:daigakukaikaku@adb.fukushima-u.ac.jp)
URL		https://www.fukushima-u.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		【確認の方法】 ○第138回経営協議会(令和7年6月24日開催)において対応状況及び公表事項について説明し、その後、経営協議会委員からの意見聴取を2度行い、第139回経営協議会(令和7年9月2日開催)において審議了承を経た。
		【総評】 ○福島大学においては、国立大学ガバナンス・コードに沿った運営がなされていることが確認された。
監事による確認		【確認の方法】 ○令和7年度第8回役員懇談会(令和7年6月23日開催)において対応状況及び公表事項について説明し、その後、経営協議会委員と同様に意見聴取を2度行った。適合状況及び公表内容の確認は、役員会や経営協議会での審議を経る等、適切な方法により確認が行われていることが確認された。
		【総評】 ○福島大学においては、国立大学ガバナンス・コードに沿った運営がなされていることが確認された。
その他の方法による確認		なし

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- □ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原 則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原 則を実施しない理由又は今 後の実施予定等		

記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋		○本学の基本理念である「地域と共に21世紀的課題に立ち向かう大学」を踏まえ、その実現のためのビジョン、目標及び具体的な戦略を明文化した「福島大学ミッション2030(学長プラン)」を令和2年度に策定した。プランでは学長の考える、人口減少・少子高齢化時代における地方の「新しい社会づくり」の実現・モデル化にあたっての福島大学のあり方等を公表している。・福島大学ミッション2030 https://www.fukushima-u.ac.jp/university/idea/mission2030.html ○また、「ミッション2030」策定以降、急激に変化した社会情勢や学内の状況をふまえ、「ミッション2030」を見直し、2040年までの16年間で取り組むべき目標と改革の具体の方向性を定める「福島大学グランドデザイン2040」を令和6年度に策定した。・福島大学グランドデザイン2040 https://www.fukushima-u.ac.jp/university/idea/granddesign2040.html ○当該ミッションに基づき、第4期中期計画を定めている。また、中期計画の進捗状況を把握・確認するため、年度ごとの戦略や活動内容に係る独自の運営計画を定めている。第4期中期目標・計画を定めるにあたっては、経営協議会の意見も聴取する等、ステークホルダーとの議論の場を設け社会の要請の把握に務めている。その上で、第4期中期目標・計画、運営計画の公表を行っている。なお、令和7年度から運営計画を廃止し、国立大学法人評価における実績報告書の様式、記載内容等に対応できるよう、中期計画、評価指標の達成状況に重点を置いた進捗管理を行うこととした。・中期目標・計画等(業務に関する情報)
		https://www.fukushima-u.ac.jp/university/public-matters/target.html
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検		○運営計画の自己点検・評価報告書により、毎年度の進捗状況を公開している。また、前年度の実施状況(中間報告)を踏まえて当該年度の運営計画を策定することにより、中期計画の進捗管理が行える仕組みとしている。
証結果及びそれを基に改善 に反映させた結果等		○令和7年度から運営計画を廃止し、国立大学法人評価における実績報告書の様式、記載内容等に対応できるよう、中期計画、評価指標の達成状況に重点を置いた進捗管理を行うこととしているため、自己点検・評価報告書はそれらを踏まえ作成することとしている。 ・運営計画の自己点検・評価報告書 https://www.fukushima-u.ac.jp/university/public-matters/evaluation/self.html

補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係 る各組織等の権限と責任の 体制 ○経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制について、以下のとおり定めるととも に、それぞれについて公表している。

- ○学長については、「国立大学法人福島大学運営組織に関する規則」第2条第2項の規定において、「学長は、本学を代表し、その業務を総理するとともに、学校教育法の定めるところにより、本学が設置する福島大学の長として、その校務をつかさどり、所属職員を統括する」と定めている。また、監事、理事、副学長、学長補佐についても、同規則により設置が明記されている。
- ・国立大学法人福島大学運営組織に関する規則

https://www.fukushima-u.ac.jp/reiki int/reiki honbun/u306RG00000003.html

- ○理事については、「国立大学法人福島大学理事に関する規則」第2条第1項の規定において、「理事は、国立大学法人福島大学長を補佐して本学の業務を掌理する」と定めている。
- ○副学長については、「国立大学法人福島大学副学長に関する規則」第2条第1項の規定において、 「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」と定めている。
- ○これらの規定に基づき、「国立大学法人福島大学理事・副学長及び副学長の職務分担等に関する申合せ」第2条第1項にて理事等の職務、第3条第1項にて理事等の部局長の兼務について定めている。
- ・国立大学法人福島大学理事に関する規則

https://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/u306RG00000071.html

・国立大学法人福島大学副学長に関する規則

https://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/u306RG00000072.html

- ・国立大学法人福島大学理事・副学長及び副学長の職務分担等に関する申合せ https://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/u306RG00000310.html
- ○役員に対する柔軟な補佐体制として、令和6年度に、副学長補佐の仕組みをベースに「学長補佐」 を新設し、学長特別補佐、副学長補佐を廃止した。
- ・国立大学法人福島大学学長補佐に関する規程

https://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/u306RG00000528.html

- ○「国立大学法人福島大学運営組織に関する規則」において、大学運営の重要事項を決定する機関として役員会を(第6条)、経営に関する重要事項を審議する機関として経営協議会を(第7条)、教育研究に関する重要事項を審議する機関として教育研究評議会(第8条)をそれぞれ設置することを定めている。
- ○上記の機関について、「国立大学法人福島大学役員会規則」「国立大学法人福島大学経営協議会規則」「国立大学法人福島大学教育研究評議会規則」にて、それぞれの設置、組織及び審議事項を 定めている。
- ・国立大学法人福島大学運営組織に関する規則

https://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/u306RG0000003.html

· 国立大学法人福島大学役員会規則

https://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/u306RG00000004.html

·国立大学法人福島大学経営協議会規則

 $https://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/u306RG00000005.html\\$

·国立大学法人福島大学教育研究評議会規則

https://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/u306RG0000006.html

補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針	○第4期中期計画の「X その他」の「2.人事に関する計画」に、以下のとおり、総合的な人事方針を明示している。 ・多様な人材が適材適所で「相互作用」しながら社会的価値を創造するため、クロスアポイントメント制度等を活用しながら、女性教員比率を上げ、その活躍を促進するとともに、更に女性管理職の登用につなげる。 ・長期的に持続可能な大学への転換を見据え、クロスアポイントメント制度や任期制等の柔軟な人事制度を効果的に活用するなどして本学の財政状況を考慮しながら、教育研究組織の最適化を目指す。 ・本学の経営及び教学運営等を担う人材を確保するために、長期的な視点に立って、人材育成のための取組み等をはじめとした人材育成体制を整備する。 ・第4期中期目標・中期計画 https://www.fukushima-u.ac.jp/Files/2025/04/ichiran.pdf
補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべ く行う活動のために必要な 支出額を勘案し、その支出 を賄える収入の見通しを含 めた中期的な財務計画	○自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額及びその支出を賄える収入源の見通しを含めた中期的な財務計画について、第4期(令和4年度~令和9年度)の予算(人件費見積もりを含む)、収支計画、資金計画を第4期中期計画において、公表している。 ・第4期中期目標・中期計画 https://www.fukushima-u.ac.jp/Files/2025/04/ichiran.pdf
補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の 使用状況等)	○教育研究の費用及び成果については、事業年度ごとに財務諸表のほか、決算概要及び財務レポートを公表しており、財務レポートでは、財務諸表の概要、財務状況の推移、大学の将来ビジョン、運営体制、大学全体のトピックス、各学類の教育研究の成果・実績、セグメント情報、基金情報などを分かりやすく公表している。 ・財務に関する情報一覧 https://www.fukushima-u.ac.jp/university/public-matters/finance.html
補充原則 1 - 4② 法人経営を担いうる人材を 計画的に育成するための方 針	○「国立大学法人福島大学における経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針」について公表している。 ○方針の中では、「福島大学は、そのミッションの実現と目標達成や持続可能な大学への転換を見据え、経営及び教学運営に必要な能力を備える人材を長期的・多角的な視野に立って、計画的に確保・育成する」こととしている。 ・国立大学法人福島大学における経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針https://www.fukushima-u.ac.jp/trainingpolicy.pdf ○学長・理事・副学長をサポートする体制として、「学長補佐」の制度を設けている。 ・国立大学法人福島大学学長補佐に関する規程 https://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/u306RG000000528.html

原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等	○「国立大学法人福島大学理事・副学長及び副学長の職務分担等に関する申合せ」第2条第1項において、理事・副学長及び副学長がそれぞれ所掌する職務(総務、教育・学生、研究・地域連携、経営マネジメント、エンゲージメント、ガバナンス改革・財務・財務戦略・施設・基金、広報・入試・就職、学術情報・グローバル化)を明示している。なお、本学独自の措置として特命理事を任命し、ガバナンス改革・財務・財務戦略・施設・基金の担当としている。 ・国立大学法人福島大学理事・副学長及び副学長の職務分担等に関する申合せhttps://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/u306RG00000310.html ○これらの理事・副学長及び副学長を補佐する者として、「国立大学法人福島大学運営組織に関する規則」第4条の4において、学長補佐を置くことができる旨規定しており、「国立大学法人福島大学学長補佐に関する規程」第2条において、「学長補佐は、学長の命を受け、学長、理事及び副学長の職務を補佐する。」と定めている。学長補佐への登用や、学類長経験者が直接会議等を通じて学ぶ機会を設けることにより、法人経営の一端を担う人材の育成を実施している。・国立大学法人福島大学運営組織に関する規則https://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/u306RG00000003.html・国立大学法人福島大学学長補佐に関する規程https://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/u306RG000000528.html
補充原則 2 - 2 - 1 ①	<u> </u>
【運営方針会議を設置する 法人のみ該当】 運営方針委員の選任等にあ たっての考え方や選任理由	該当無しのため記載無し
原則2-3-1役員会の議事録	○「国立大学法人福島大学役員会規則」に基づき、役員会は大学運営に係る重要事項として次の事項を審議している。 (1) 中期目標についての意見に関する事項 (2) 国立大学法人法により文部科学大臣の許可又は承認を受けなければならない事項 (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 (4) 大学、学群、学類、学系、機構その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 (5) その他役員会が定める重要事項 ○令和7年度から会議運営の見直しを行い、役員会については法律で規定されているとおり最終的な意思決定を行うための会議であることを改めて明確にし、議題内容を役員懇談会等で検証する時間を確保することも考慮し、月2回程度開催していた会議を原則月1回開催としている。なお、迅速な意思決定が必要な場合は臨時開催することにより、意思決定が的確に行われるようにしている。また、学長は役員会の下に特別対策室を設けることができ、特定課題についての調整及び実施を円滑に進められるようにしている。・国立大学法人福島大学役員会規則https://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/u306RG00000004.html ○役員間における事前の討議のため、月3回程度役員間の懇談の場(役員懇談会)を設けており、役員及び副学長、事務職員が役員会のみならず大学全般の教学・経営に関する事項について意見交換を行っている。 ○役員会の議事要録を公表している。 ・役員会議事要録 https://www.fukushima-u.ac.jp/university/disclosure/committee/
原則2-4-2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況	○令和3年度に「国立大学法人福島大学における経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針」を公表しており、学外理事(非常勤)の選考方針については、「複眼的な視点からの意見を大学の運営に反映させるため、多様な分野における豊富な知識や経験を有する者を積極的に登用する。国立大学法人の役割や福島大学の基本理念である「地域と共に21世紀的課題に立ち向かう大学」を実現するため大学に関し広くかつ高い見識を有し、高等教育機関または企業等の経営に精通する者の中から、ダイバーシティや地域性等を考慮し選考する」と明示している。・国立大学法人福島大学における経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針https://www.fukushima-u.ac.jp/trainingpolicy.pdf ○学外理事(非常勤)は、学内理事とともホームページで公表している。・役職員・経営協議会委員・教育研究評議会評議員https://www.fukushima-u.ac.jp/university/overview/admin.html

補充原則3-1-1① 経営協議会の外部委員に係 る選考方針及び外部委員が 役割を果たすための運営方 法の工夫	 ○経営協議会の学外委員の選任にあたって、「国立大学法人福島大学経営協議会の学外委員の選考方針について」を公表している。 ・国立大学法人福島大学経営協議会学外委員に関する規程 http://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/u306RG00000076.html ・国立大学法人福島大学経営協議会の学外委員の選考方針について https://www.fukushima-u.ac.jp/selectionpolicy.pdf ○経営協議会を含む会議参加者は「福島大学会議運営サイト」で過去の会議資料及び次の会議の資料を事前に閲覧することができ、事前に議題の内容や提案の趣旨を理解することで、より活発な議論を行うことができるよう工夫している。
補充原則3-3-1① 法人の長の選考基準、選考 結果、選考過程及び選考理 由	○「国立大学法人福島大学学長選考規則」により、学長選考・監察会議は学長選考基準を定め、当該基準に基づき審査を行った上で学長候補適任者を決定し、委員の合議により学長候補適任者のうちから学長候補者を決定することとなっている。なお、役員及び教職員の意向聴取は、学長候補者選考の参考とするため実施している。 ○基準、選考結果、選考過程及び選考理由については、プレスリリース及び記者会見、ホームページ等を通じて広く公表している。 ・国立大学法人福島大学学長選考規則 https://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/u306RG00000067.html ・国立大学法人福島大学学長選考実施規程 https://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/u306RG00000068.html ・国立大学法人福島大学に求められる学長像(学長選考・監察会議) https://www.fukushima-u.ac.jp/Files/2023/05/2023gakutyouzou.pdf ・直近(令和5年度)次期学長候補者の決定に係るプレスリリース https://www.fukushima-u.ac.jp/Files/2023/05/230524kouho.pdf
補充原則3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び 再任を可能とする場合の上 限設定の有無	○「国立大学法人福島大学学長の任期を定める規則」により、「学長の任期は4年とし、再任を妨げない」こと、ただし、「再任の場合の任期は2年とし、引き続き6年を超えて在任することはできない」ことを規定し、公表している。 ○当該規則は「福島大学における規則等の制定に関する取扱規則」により、「学長選考・監察会議の議を経て、学長が定めるもの」と規定されている。学長選考・監察会議は、任期設定の理由を「国立大学法人法第15条第1項の趣旨及び中期目標・中期計画期間等を踏まえ、学長が適切なリーダーシップを安定的に発揮することができる期間」とし、公表している。・国立大学法人福島大学学長の任期を定める規則 https://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/u306RG00000069.html・福島大学における規則等の制定に関する取扱規則 https://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/u306RG00000138.html・学長の任期、再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無について https://www.fukushima-u.ac.jp/Files/2023/04/230124ninkisainin%20.pdf
原則3-3-2 法人の長の解任を申し出る ための手続き	○「国立大学法人福島大学学長解任規則」により、学長解任の審査をするに当たっての要件を定め、学長解任の審査の請求があったときは、学長選考・監察会議が学長解任の審査を行い、結果を公表することを定めており、当該規則は公表している。 ・国立大学法人福島大学学長解任規則 https://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/u306RG00000070.html
補充原則3-3-3② 法人の長の業務執行状況に 係る任期途中の評価結果	○「学長の業務執行状況の確認に基づく中間評価に関する申合せ」に基づく中間評価を、任期の中間が終了した年度の翌年度の6月から8月末日までに行い、評価の結果を学長に通知するとともに、公表することとしている。 ・学長の業務執行状況の確認に基づく評価結果 https://www.fukushima-u.ac.jp/university/overview/selection.html
原則3-3-4 学長選考・監察会議の委員 の選任方法・選任理由	○経営協議会及び教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法や選任理由を公表している。 ・学長選考・監察会議委員の選任方法及び選任理由について https://www.fukushima-u.ac.jp/Files/2025/05/sennin.pdf
原則3-3-5 大学総括理事を置く場合、 その検討結果に至った理由	該当無しのため記載無し

基本原則4及び原則4-2 内部統制の仕組み、運用体 制及び見直しの状況 ○「国立大学法人福島大学業務方法書」により、内部統制に関する基本事項を定め、環境配慮、地域貢献、産学連携、産官民学連携・知的財産ポリシー、研究ポリシー、研究不正防止に対する取り組み、倫理規程、ハラスメント防止、男女共同参画、情報セキュリティポリシー、ソーシャルメディアポリシー、大学広報に関する基本方針、リスクマネジメントポリシー、グローバル化推進方針、協定締結一覧、教育研究費不正使用の防止に関する取り組み、多様な性・性的マイノリティに関する基本理念と対応ガイドライン、書面・押印・対面規制の見直しに係る関連情報、公益通報、福島大学業務継続計画(BCP)、福島大学オープンアクセス方針について、それぞれホームページにおいて公表している。

- ■内部統制に係る基本事項
- · 国立大学法人福島大学業務方法書

https://www.fukushima-u.ac.jp/Files/2025/04/gyoumuhouhou.pdf

・内部統制に係る取組の公表ページ

https://www.fukushima-u.ac.jp/university/efforts/

○本学における研究活動の健全な発展のための取り組みとして、公正研究、ヒトを対象とする実験・調査研究、動物実験、遺伝子組換え実験、放射線・RⅠ、利益相反マネジメント指針、安全保障輸出管理の学内規則等を定め、それぞれホームページにおいて公表している。

- ■研究活動の健全な発展のための取組の公表ページ
- ・研究・産学連携

http://gakujyutu.net.fukushima-u.ac.jp/index.html

■詳細な公表がされている事項等

○情報システムの管理運用体制や情報セキュリティ対策に関する事項を「国立大学法人福島大学情報システム運用基本方針」、「国立大学法人福島大学情報システム運用基本規則」において定め、これらを「情報セキュリティポリシー」として、本学が保有する情報の保護及び活用並びに適切な情報セキュリティ対策を図るための運用体制を公表している。

また、「国立大学法人福島大学情報システム運用基本規則第10条の2」に基づき、本学において発生した情報セキュリティインシデントに対処するために設置されている福島大学CSIRTの運用体制についても本学公式HP上で公表している。

・情報セキュリティポリシーの公表ページ

https://www.fukushima-u.ac.jp/university/efforts/security.html

原則4-1

法人経営、教育・研究・社 会貢献活動に係る様々な情 報をわかりやすく公表する 工夫 ○「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」「国立大学法人法」などに基づき、ホームページにおいて、組織に関する情報、財務に関する情報、業務に関する情報(中期目標・計画等)、評価及び監査に関する情報、教育情報、評価活動等を公表しているほか、保有する法人文書の公開に対応している。

■法令公表事項・情報公開

法令に基づき以下の情報を公表し、また、情報公開制度に基づく法人文書の公開に対応している。 ・組織等に関する各種情報の公表ページ

https://www.fukushima-u.ac.jp/university/public-matters/

・情報公開制度に関する公表ページ

https://www.fukushima-u.ac.jp/university/disclosure/disclosure/

○本学の教育情報の公表については「学校教育法施行規則」に基づく教育研究活動の公表に加えて、本学の特色ある取り組みをはじめ、様々な情報をわかりやすく公表する観点から以下の情報の公表等を行っている。

・教育情報の公表ページ

https://www.fukushima-u.ac.jp/university/public-matters/education.html

・定例記者会見の公表ページ

https://www.fukushima-u.ac.jp/press/

- ■様々な情報をわかりやすく公開する観点における公表事項
- ・教員研究業績管理システム:本学研究者(教員)の業績をデータベースに蓄積し、情報を効率的に多目的活用することを目的に、研究に関わる業績(論文、著書、特許等)をホームページで公表している。

https://search.adb.fukushima-u.ac.jp/fkshp/KgApp/

・研究シーズ集:これまで培ってきた研究成果や技術を生かし、企業や地域・自治体・との連携・取り組みに広く活用してもらうことを目的に、本学における研究内容等をホームページで公開している。

 $https://gakujyutu.net.fukushima-u.ac.jp/fukushimauniversity_seeds.html\\$

・研究・地域連携成果報告会の開催:本学の研究活動や地域連携活動の成果を、産業界、自治体、市民等へ広く発信するとともに、相互の意見交換の場を設けることによって地域イノベーション創出を一層推進することを目的に福島県内において開催している。令和6年度は、公開フォーラムとして郡山市で開催した。

https://gakujyutu.net.fukushima-u.ac.jp/013_kenkyukoho/013_seikahoukokukai.html

・その他研究関連の公表情報:研究組織体制、研究ポリシー、産官民学連携・知的財産ポリシー、取り組んでいるプロジェクト研究、基金を活用した「研究推進事業」、学内における「学内競争的研究資金」制度の実施・採択状況、研究活動における各種取組内容(研究倫理、ヒトを対象とする実験等、動物実験、遺伝子組換え実験、放射性同位体元素等の取り扱い、安全保障輸出管理等)、関係規定等をホームページで公開している。

https://gakujyutu.net.fukushima-u.ac.jp/index.html

・令和4年度に、社会貢献体制を担ってきた「地域創造支援センター」と「うつくしまふくしま未来 支援センター」を統合し、「地域未来デザインセンター」を設置した。地域未来デザインセンター のホームページにより、地域貢献活動の一環として、企業、自治体等と行う産官民学連携事業や地 域住民への生涯学習支援活動等について公開している。

https://cfdc.net.fukushima-u.ac.jp

・教員がそれぞれ研究テーマをもとに開講する「公開講座」や受講者の学習ニーズに応えるとともに、大学生と一緒に学ぶ「公開授業」、教員を地域の講演会などに派遣する「出前講座」等、地域住民を対象とした生涯学習機会提供の概要や申込方法を本学のホームページで公開している。

https://www.lll.fukushima-u.ac.jp/

・本学が加盟しているアカデミア・コンソーシアムふくしま(福島県の高等教育機関が、それぞれの特徴をもとに、若者たちに豊かな教育機会を提供していくための連携組織)の活動内容(高校生を対象とした進路セミナーや出前講座の案内、研究者を対象とした事業、企業に学生のキャリア形成の相談役になっていただくキャリアサポーター制度の概要等)を、教員や企業、一般の方に向けて公開している。

https://acfukushima.net

○本学の最新の情報は、公式webサイトのニュース&トピックスやプレスリリースにおいて、恒常的な情報については、公式webサイトや各種刊行物において公表するなど、情報の内容によって最適な方法での公表に努めている。

公式webサイトでは、カテゴリー別(大学紹介、学類・大学院、学内施設、入試情報、学生生活、研究情報、進路・就職、国際交流)にページを作成しており、進路・就職のページでは、ターゲット別(在学生、企業・団体、卒業生、保護者)にページを整理しており、アクセシビリティの高い情報提供に努めている。

令和元年度より、福島大学の同窓会(卒業生)、各学類後援会(保護者)、学生、教職員等を統括する組織「福島大学校友会(愛称:福島大学ファミリー会)」を発足し、校友会広報誌においても様々な取り組みを公表している。

令和3年度からは留学生に対応した英語版大学webサイトを公表している。

https://www.fukushima-u.ac.jp/

福島大学HP(英語版)

https://english.adb.fukushima-u.ac.jp/

ニュース一覧

福島大学HP

https://www.fukushima-u.ac.jp/news/newstopix/news/

プレスリリース一覧

https://www.fukushima-u.ac.jp/news/newstopix/press-release/

進路・就職一覧

https://syushoku.adb.fukushima-u.ac.jp/support/post-1.html

○本学の取り組み等の直接的な地域への発信方法として、定例記者会見を開催し、また、関係者を 特定した情報の発信も行っている。

https://www.fukushima-u.ac.jp/press/

補充原則 4 - 1① 対象に応じた適切な内容・

方法による公表の実施状況

補充原則4-1② 学生が享受できた教育成果

を示す情報

【学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠】

○福島大学の教育目標、各学類・研究科の学位授与方針

福島大学は、「自ら学び、主体的な人生設計と職業選択を行うことのできる自立した人間」」、「地域および世界の「21 世紀的課題」を自分事として捉え、複雑かつ困難な課題に果敢に挑戦する人材」の育成等を教育目標に掲げ、又は、全学カリキュラムポリシー、及び福島大学のアドミッションポリシーを定めている。そして、各学類・研究科においてもこれら方針に基づき、学位授与の方針(ディプロマポリシー)が定められており、学位取得時に取得できる能力、職業の知識等を把握している。

https://www.fukushima-u.ac.jp/undergraduate/policy/undergraduate.html

【学生の満足度】

○教育改善のための学生アンケート(分野別の授業満足度)

本学では、平成15年度から授業アンケート(前期・後期)を実施し、その結果を毎年度「福島大学FD報告書」に取り纏めてホームページで公表している。授業に係る学生の総合満足度は5段階評価で平均3.75以上となっている。

https://www.fukushima-u.ac.jp/university/public-matters/fd.html

【就職先からの評価】

○学類卒業生・大学院修了生・就職先調査報告書(3年毎)

教育推進機構高等教育企画室では、3年に一度「福島大学卒業生・修了生・就職先調査」を行い、 その結果を報告書に取り纏め、ホームページで公表している。令和4年度の調査では、就職先企業等 から本学生に対する高い評価の声を得ている。

https://www.fukushima-u.ac.jp/university/public-matters/post-147.html

【その他の情報】

○取得可能な資格

本学では教員免許状をはじめ、各学類の教育分野の特性を踏まえた多様な資格を取得することが可能である。

https://www.fukushima-u.ac.jp/university/know/qualification.html

○卒業率、教員免許取得者数、学位授与状況

本学の卒業者は毎年約1,000名、卒業率は毎年85%以上となっており、教員免許状は毎年延べ500名以上、博士・修士・専門職学位の授与者は毎年約100名を輩出している。

https://www.fukushima-u.ac.jp/Files/2024/10/r6_4_sotugyouritu.pdf

https://www.fukushima-u.ac.jp/Files/2024/10/r6 5 shikaku.pdf

https://www.fukushima-u.ac.jp/Files/2024/10/r6_6_jyokyo.pdf

○卒業生進路情報

平成18年度以降の進路状況をホームページで公表しており、毎年、就職希望者の96%以上が就職 先を決定している。平成23年度からは進路先一覧も掲載することで、在学生の進路決定の資料とし て役立てている。

http://syushoku.adb.fukushima-u.ac.jp/support/post-1.html

法人のガバナンスにかかる 法令等に基づく公表事項 ■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 (組織に関する情報)

https://www.fukushima-u.ac.jp/university/public-matters/organization.html (財務に関する情報)

https://www.fukushima-u.ac.jp/university/public-matters/finance.html (業務に関する情報(中期目標・計画等))

https://www.fukushima-u.ac.jp/university/public-matters/target.html (評価及び監査に関する情報)

https://www.fukushima-u.ac.jp/university/public-matters/evaluation.html